

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用
二次元コード

発行 新宿区
編集 新宿区選挙管理委員会
☎03(5273)3740

新宿区長選挙

投票日 11月11日(日)午前7時～午後8時

【告示日：11月4日(日)】

私たちの一票を、最も身近な区政に生かすための大切な選挙です。棄権することなく投票しましょう。

【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第一分庁舎3階)☎(5273)3740・FAX(5273)5230



◆投票できる方◆

今回の新宿区長選挙で投票できる方は、新宿区の選挙人名簿に登録されていて、投票する日現在新宿区に住所がある方です。

今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録されるのは、満18歳以上(平成12年11月12日以前に生まれた方)の日本国民で、平成30年8月3日までに新宿区に転入の届け出をし、平成30年11月3日現在で新宿区に引き続き住民登録のある方です。

●新宿区に転入した方

8月4日以降に新宿区へ転入の届け出をした方は、今回の新宿区長選挙は投票できません。

ただし、新宿区の選挙人名簿に登録されている方が、新宿区から他の区市町村に転出した後、1ヶ月以内に新宿区に再び転入届を提出し、投票する日現在で3ヶ月以上新宿区に住んでいる場合、投票することができます。転出した日付によって、選挙管理委員会の確認が必要になる場合がありますので、詳しくは区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

●新宿区から転出した方

新宿区から転出した方は、選挙人名簿に登録があっても投票できません。

ただし、転出する日が11月5日(月)～10日(土)の場合、転出するまでは期日前投票ができます。

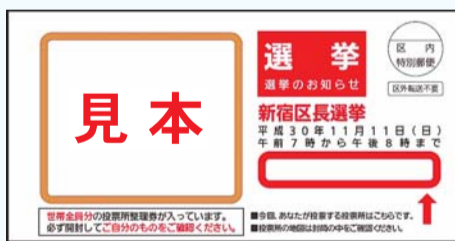
●新宿区内で転居した方

10月19日(金)までに区内で転居の届け出をした方は、新住所の投票所で投票してください。

10月20日(土)以降に区内で転居の届け出をした方は、旧住所の投票所で投票してください。

◆投票所整理券◆

11月1日(木)から、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、ご自分の投票所整理券を確認のうえお持ちください。新宿区の選挙人名簿に登録がある方は、投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも投票できます。投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。



【投票所整理券封筒】

◆投票の方法◆

投票用紙に「候補者1人の氏名」を書いてください。氏名以外は書かないでください。

◆選挙公報を配布します◆

11月10日(土)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区施設にも置きます。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※選挙公報は新宿区選挙管理委員会ホームページでもご覧いただけます。公開は11月5日(月)ころの予定です。

◆期日前投票のご利用を◆

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。

●期日前投票ができる場所・日時は下表のとおりです。

期日前投票所名	所在地	期間・時間
区役所第一分庁舎1階	歌舞伎町1-5-1	11月5日(月)～10日(土) 午前8時30分 ～午後8時
四谷特別出張所	内藤町87	
笹塚特別出張所	笹塚町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

●持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入のうえお持ちください。

新宿区に選挙人名簿登録がある方で投票所整理券を紛失したなどの場合は、期日前投票所に備え付けてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。※印鑑は不要です。

●住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、上表のいずれの期日前投票所でもすることができます。

ただし、投票日当日(11月11日)は、決められた投票所でのみの投票となりますので、投票所整理券をご確認ください。

●長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、滞在地で不在者投票をすることができます。【裏面をご覧ください。】

◆投票所変更等のお知らせ◆

●第7、第9、第11投票区に投票区域の変更があります。新しい投票区域は下表のとおりです。

投票区	投票所	所在地	投票区域
7	愛日小学校	北町26	市谷田町2丁目、市谷田町3丁目、市谷船河原町、市谷砂土原町3丁目、払方町、南町、中町、北町
9	笹塚町特別出張所	笹塚町15	矢来町[68～109,112～]、笹塚町、神楽坂6丁目、横寺町、岩戸町
11	細工町高齢者在宅サービスセンター	細工町1-3	市谷八幡町、市谷田町1丁目、市谷長延寺町、市谷砂土原町1丁目、市谷砂土原町2丁目、市谷左内町、市谷鷹匠町、納戸町、細工町、南山伏町、市谷加賀町1丁目、市谷加賀町2丁目、市谷甲良町、二十騎町

●第7、第48投票区の投票所の変更があります。お住まいの方は投票所整理券をご確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

◆第7投票区・・・東京理科大学10号館から

「愛日小学校」(北町26)に変更

◆第48投票区・・・エステック情報ビルから

「工学院大学新宿校舎」(西新宿1-24-2)に変更